

吹田市医療審議会規則

制 定 昭 52.6.4 規則 31

最近改正 平 28.4.1 規則 24

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和 32 年吹田市条例第 302 号)第 3 条の規定に基づき、吹田市医療審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、救急その他の医療関係諸問題についての重要事項を調査審議し、答申するものとする。

2 審議会は、前項に規定する場合のほか、担当事務について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 21 人以内で組織する。

2 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療担当者 6 人以内
- (2) 公益代表者 6 人以内
- (3) 学識経験者 6 人以内
- (4) 関係行政機関職員 3 人以内

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第 4 条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験のある者のうちから、審議会の意見を聞いて市長が委嘱又は任命する。

3 前条第 3 項の規定は、特別委員に準用する。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、審議会の意見を聞いて会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、審議会の意見を聞いて会長が指名する。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 第 5 条第 3 項の規定は部会長に、前条の規定は部会の会議に準用する。この場合において「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員及び特別委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第 8 条 審議会及び部会は、必要があるときは、関係者から意見を聞くことができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、健康医療部地域医療推進室において処理する。ただし、部会における専門の事項に関する事務は、当該事項を所掌する部課において処理する。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会の意見を聞いて会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 54 年 12 月 11 日規則第 47 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則により増員された委員の任期は、第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、昭和 56 年 11 月 15 日までとする。

附 則(昭和 55 年 11 月 5 日規則第 46 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則により委嘱又は任命された特別委員の任期は、第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、昭和 56 年 11 月 15 日までとする。

附 則(昭和 62 年 3 月 31 日規則第 23 号)

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 1 月 20 日規則第 4 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(以下省略)

附 則(平成 4 年 11 月 17 日規則第 50 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年 4 月 20 日規則第 27 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 17 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 24 日規則第 10 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 8 日規則第 46 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 33 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 24 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。